青少年育成基金「サルビア基金」規約

第１章　　総　　　則

（趣旨）

1. わが国、わがの次代を担うべき青少年の心身の健全育成、向上を図るため、青少年育成基金を設定する。

（名称）

1. この青少年育成基金は「サルビア基金」という。

（事務局）

1. この「サルビア基金」の、事業を円滑に行なうため、事務局を設置する。

①事務局は、（社）四日市青年会議所内に置く

②事務局は、毎年青少年育成事業を担当する委員会が受け持つ

第２章　　目　的　及　び　事　業

（目的）

第４条　この基金は、基金設定の趣旨に基づき、青少年の心身の健全育成をめざして日々努力をしている団体及び個人、又は今後青少年を育成するうえで、必要と認められる事業・活動に対して助成して行くことを目的とする。

（事業）

第５条　この「サルビア基金」は、第４条の目的を達成するために、次の事業を行なう。主として三泗地区（運営委員会及び（社）四日市青年会議所の理事会が認めた場合、この限りではない）に在住する青少年の育成のために行なう次に掲げるもののうち、必要と認められるものに対する助成金の給付。

　　　　①各種スポーツ・教育・文化等において青少年の育成に努力しているもの

　　　　②福祉、環境活動等において、青少年をまきこみ、指導、育成に努力しているもの

　　　　③上記に類するもので、青少年の育成に必要とされる事業

　　　　④（社）四日市青年会議所が行なう青少年育成事業で、現在あるいは将来に向けて必要と認めるもの

第３章　　基金の管理及び運用

（財産）

第６条　この「サルビア基金」は、次に掲げる行為により、発生した金銭を基金の財産として受入れる。

　　　　①運営委員会及び（社）四日市青年会議所の理事会が認めた基金積立事業による収益　　　　　　　　　　　　　　　金

　　　　②「サルビア基金」の目的及び事業に賛同して寄付があった場合

　　　　③上記以外で運営委員会及び（社）四日市青年会議所の理事会が適正と認めたもの

（基金管理人）

第７条　１．この「サルビア基金」に、基金管理人１人を置く

　　　　２．基金管理人は（社）四日市青年会議所理事長が就任する

　　　　３．基金管理人は無報酬とする

（金銭の運用）

第８条　１．基金財産に属する金銭は、次の各号に掲げる方法により運用する。

　　　　　①銀行預金

　　　　　②貸付信託受益証券

　　　　　③国債、地方債、社債又は金融債

　　　　２．基金財産は、運営委員会及び（社）四日市青年会議所の理事会が認めた場合その元本を取り崩す事はできるが、基金の存続を重視してこれを行なう

　　　　３．基金管理人は、第１項に規定する基金財産の運用に当たっては、安定した収益の確保を目的として適正に行なうものとする

（費用）

第９条　この「サルビア基金」の事業の執行に要する次の各号に掲げる費用は基金財産の中から支弁する。

　　　　　①運営委員会開催に係わる費用

　　　　　②運営委員に対し支払う費用

　　　　　③基金の交付先募集に係わる費用

　　　　　④基金のＰＲに係わる費用

　　　　　⑤基金積立事業に係わる立替金等の費用

　　　　　⑥送金手数料

　　　　　⑦その他基金管理人が認めた費用

第４章　　運　営　委　員　会

（運営委員会及び運営委員）

第10条　１．この「サルビア基金」には、サルビア基金運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く

　 　　２．運営委員会には、顧問２名以上３名以内、委員（以下「運営委員」という）は、５名以上とし基金管理人が委嘱する

　　　　 ３．運営委員は互選で運営委員長を定める

　　　　 ４．運営委員は無報酬とする。ただし、基金管理人は、運営委員に対し、その任務を遂行する上に必要な費用を支払うことができる

　　　　 ５．運営委員会に関わる事務及び事業実施においては、第３条に定める事務局がこれを執り行なう

（運営委員会の任務）

第11条　運営委員会は、第５条に定める事業を行なうに際し、その適正な運営を図るために、以下の事を行なう。

　　　　 ①（社）四日市青年会議所の理事会が決定する助成対象の選考並びに助成金額及び助成方法に対し承認をする

　　　　 ②基金管理人の諮問に応じ、この「サルビア基金」の事業実施につき、必要と認める事項についての助言

（運営委員の任期）

第12条　１．運営委員の任期は１年とし、再任を妨げない

２．運営委員が死亡もしくは辞任し、又は解任されたときは、基金管理人はこれを補充しなければならない

３．補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする

４．運営委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう

（運営委員の解任）

第13条　運営委員が次の各号の一つに該当するときは、運営委員現在数の３分の２以上の議決を経、基金管理人がこれを解任することができる。

　　　　 ①心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

　　　　 ②職務上の義務違反その他運営委員にふさわしくない行為があると認められるとき

（運営委員の招集）

第14条　１．運営委員会は、原則として毎年２回、事業計画時及び決算時に運営委員長が招集する

　　　　 ２．運営委員長は必要があると認めるときは、臨時に運営委員会を招集することができる

　　　　 ３．運営委員会の議長は、運営委員長とする

（運営委員会の定足数等）

第15条　１．運営委員会は、運営委員現在数の３分の２以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない

　　　　 ２．運営委員は、代理人の出席、他の運営委員への委任又は書面の提出を以てその出席に代えることができる

（議事録）

第16条　事務局は、運営委員会開催のつど議事録を作成し、議長及び出席者の代表２名以上の署名押印のうえ、これを保存する。

第５章　　事　業　の　執　行

（事業年度）

第17条　この「サルビア基金」の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第18条　基金管理人は、毎年度、事業の開始前に、当該年度の事業計画及びこれに伴う収支

予算を編成し、運営委員会及び（社）四日市青年会議所理事会の承認を得なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（事業執行の方法）

第19条　基金管理人は、運営委員の意見又は勧告により、次に掲げる事項を決定し、前条の事業計画及び収支予算の範囲内で、第５条に定める事業を執行するものとする。

　　　　　 ①助成対象

　　　　　 ②助成金額及び助成方法

（事業報告）

第20条　基金管理人は、毎年度、事業の終了後３ヶ月以内に、当該年度の事業の状況、収支決算及び財産増減の事由を記載した書類を作成し、当該年度の財産目録を添付して運営委員会及び（社）四日市青年会議所理事会に提出し、承認を得なければならない。

第６章　　規　約　の　改　訂

第21条　この「サルビア基金」の規約の改訂は、社会情勢の変化、青少年をとりまく環境の変化等によって、改訂の必要性が生じた場合、基金管理人は、その改訂内容を運営委員会の承認を得、（社）四日市青年会議所の理事会に提出し、理事現在数の３分の２以上の議決を経、改訂することができる。

改訂　平成　８年１２月１３日